

小平市立学校版
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

小平市教育委員会
令和2年10月9日版

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドラインを踏まえ、小平市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)を校内において確認いただきますようお願いいたします。

感染症対策に関する基本的な考え方

文部科学省では、学校関係者の新型コロナウイルス感染症患者の発生報告を基に、学校における感染事例の分析をしている。※文科省マニュアル 4ページから9ページ

同省では、8月6日時点の知見を基に、学校で実施する基本的な感染症対策として次のように示している。

- 1 感染源を絶つこと
- 2 感染経路を絶つこと
- 3 抵抗力を高めること

これら3つのポイントについて、取組の視点を次のように示している。

1 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、児童・生徒や教職員及びその家族の健康観察を徹底すること。

- ・発熱等の風邪の症状がある場合等には、登校しないことを徹底する。
- ・登校時の健康状態を把握し、発熱等の症状がみられた場合には適切な対応をする。

2 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染することから、感染経路を絶つためには、手洗い、咳エチケット、清掃・消毒を徹底すること。

- ・流水・石けんによる手洗いを、①登校後すぐ ②外から教室に入る際 ③トイレの後 ④給食の前後 などこまめに行う。なお、教職員や学校への訪問者にも手洗いを徹底する。※2 手洗い3つのタイミング 文科省マニュアル 21 ページ
- ・マスクを使用し、咳エチケットや近距離での会話による感染を予防する。
- ・清掃・消毒により感染源であるウイルスを減少させる。

3 抵抗力を高めること

免疫力を高めるために、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を児童・生徒や家庭に指導・助言すること。

さらに、集団感染のリスクへの対応として、学校では次の3つ+1に注意することが必要である。

- 1 密閉の回避（換気の徹底）
 - 2 密集の回避（身体的距離の確保）
 - 3 密接の場面への対応（マスクの着用）
- + 大声で話さない

1 密閉の回避（換気の徹底）

換気は気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて行う

ようにする。

2 密集の回避（身体的距離の確保）

人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。また、併せて、マスクの着用や換気を十分に行うことで「3つの密」を可能な限り避けること。

3 密接の場面への対応（マスクの着用）

学校の教育活動においては、児童・生徒等及び教職員・来校者は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとされている。ただし、熱中症等の健康被害を踏まえ、適切な対応が必要である。※マスクの着用について 文科省ガイドライン 32 ページ

+ 大声に注意すること

厚生労働省の資料（令和2年7月30日）によると、感染が生じた場所に共通する環境として「3密」と「大声」が示されている。

学校においても、「大声」による飛沫の拡散を避けるよう配慮が必要である。

各学校では、以上の感染症対策3つのポイント及び集団感染リスクへの対応の3つ+1を徹底することを基本に学校の教育活動の行い方を検討し、実施を工夫くださるようお願いいたします。

以下に、具体的な取組について、示します。

1 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、原則として学級を超えた活動は避ける。ただし、学級を超えて活動する際は、3密と大声を徹底して回避できることを改めて確認した上で実施の可否を判断する。

(1) 集会（朝礼）

放送設備等を活用し、各教室で実施する。

(2) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスクを着用する。

イ 学校教育活動においては、通常マスクを着用する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。マスクを外した際は、換気や児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮を行う。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、児童・生徒間の距離を2m以上確保するとともにランニング及び同じ方向に動く場合は、更に長い距離を確保する。

ウ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(例)

- ・各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習」

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒同士の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童・生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童・生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏

まえて、授業の中止を判断する。

エ 授業中、児童・生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。

(3) 学校給食及び昼食

ア 配膳の際は、児童・生徒が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。

イ 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

ウ 特別支援学級においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。

エ 給食当番はもとより、児童・生徒全員が食事の前の手洗いを徹底する。

(4) 休憩時間

ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

(5) 部活動

部活動の実施に当たっては、3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握する。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

ア 運動不足になっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意する。

イ 生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。

ウ 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、中止する。

エ 更衣室や教室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

オ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

カ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

キ 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館や屋内で

実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。

ク 活動時間や休養日については、「小平市立学校に係る運動部活動の方針」や「小平市立学校に係る文化部活動の方針」に準拠する。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

ケ 地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断する。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教員等の感染防止対策を講じることが必要である。

また、対外試合についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教員のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じる。

コ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。

(6) 児童会・生徒会活動

ア 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

イ 生徒総会等は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

(7) 学校行事

ア 以下の学校行事や取組等は、中止する。

運動会、体育大会、陸上競技大会、音楽会、連合音楽会、学芸会、展覧会、学習発表会、合唱コンクール（中学校）、音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室、職場体験（中学校）

イ 以下の学校行事や取組等は、訪問先への移動手段、訪問地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況及び訪問施設等における感染症対策を踏まえ、実施を判断する。

遠足、社会科見学、理科見学、生活科見学、校外学習

ウ 以下の学校行事や取組等は、中止または2学期以降に延期して、「3つの条件」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集、③近距離での会話等）が重なる場を避けるよう実施方法を工夫する。実施の可否の判断に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた上で、「3つの条件」が重なる場を避けて活動することが可能であるかどうかについて検討する。

薬物乱用防止教室、交通安全教室、セーフティ教室 ほか

エ 避難訓練は、6月以降、年間9回実施する。実施に当たっては、感染状況や学校の実情に応じて実施方法の変更を検討する。

＜例①＞学級または学年ごとに時間差をつけながら、避難場所までの避難行動をとる。（早い時期に実施することが望ましい。）

＜例②＞授業場所において初期行動のみ行い、その後、放送にて校長、生活指導主任等による講話を実施する。

オ 学校公開は、全て中止とする。随時、学校ホームページ等を活用して、学校の教育活動について発信する。なお、保護者からの個別の授業参観に関する要望等には、感染症予防を踏まえて可能な範囲で対応する。

(8) 保護者会、学校経営協議会等

ア 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

(9) 下校指導

下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

2 登校の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童・生徒について

ア 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席

日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者から児童・生徒を欠席させたいと相談があった際には、まずは、当該保護者から欠席させたい事情を聞き取り、学校で講じる感染症対策や学校運営の方針について説明して、児童・生徒を登校させることについて理解を得ることができるよう努める。その上で、当該保護者の意向がある場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」と記録し、欠席扱いとしないこともできる。

(4) 風邪症状や発熱等が見られ、出席しなかった場合

後日保護者に登校届様式を提出してもらい、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達の段階に応じた指導を行う。

4 特別支援学級における留意点

(1) スクールバスについて

ア 運送契約に基づき、通常通りの運行とする。

イ 毎朝の児童・生徒の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼する。

ウ 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者への指導を徹底する。

エ スクールバス乗車前後は、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意する。

オ バス事業者には別途、小平市教育委員会から、感染予防に係る取組について通知する。

5 教職員の健康管理

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておく。

管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管する。

(2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養する。

出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

(3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておく。

(4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着する。

(5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。